報告第4号

市長専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、 別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年6月8日提出

渋川市長 髙 木 勉

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和5年3月15日午後1時15分ごろ、渋川市行幸田1967番1地先 林道行幸田線において、市民環境部環境森林課職員が停車中の公用車(群馬 41め9956)から降車する際、右側ドアを開けたところ、後方から走行 してきた 5乗用車(所有者 氏)の左側サイドミラーに接触し、破損させたので、和 解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第 67号)第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができ

る事項の指定について(平成26年12月11日議決)により、次のとおり

令和5年4月20日

渋川市長 髙 木 勉

1 和解の内容

専決処分する。

当事者 甲 渋川市長 髙 木 勉

 \angle

- (1) 甲は乙に対し、車両修理費83,886円を支払う。
- (2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 2 損害賠償額

83,886円